

[最終改正平成27年5月21日]

震災復興林業作業システム導入支援事業
助成金交付規程

全国木材協同組合連合会

第1 趣旨

全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）は林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表の事業の種類欄の5及び震災復興林業作業システム導入支援事業実施要領（平成23年12月1日付け23林政経第243号林野庁長官通知。以下「要領」という。）に基づく、震災復興林業作業システム導入支援事業を実施するに当たっては、要綱及び要領に定める事項のほか、この規程に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容

全木協連は、要領第2の2の(1)に定めるリース料助成事業について、放射性物質の影響を考慮した森林施業に係る作業システムの構築に必要な高性能林業機械等の導入を支援するため、要領第2の2の(1)のウに定める要件を全て満たしている場合において、次に定めるところにより、当該リース契約に係るリース料の一部について助成を行うものとする。

1 助成の申請

機械の借受けに当たってリース料の助成を希望する者（以下「借受者」という。）は、要領第2の2の(1)のエに基づき、様式第1号によりリース料助成申請書（以下「申請書」という。）を借受者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を間接の構成員とする事業協同組合連合会（当該事業協同組合連合会がない場合には、当該者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を直接の構成員とする事業協同組合）、当該者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を構成員とする商工組合、公益社団法人、一般社団法人、特例社団法人又は任意団体（以下「地域木材団体」という。）を経由して、全木協連に提出するものとする。

2 助成の決定

全木協連は、申請書の提出があった場合には、要領第2の2の(1)のアに規定する審査委員会の審査を経て、リース料の助成の可否等を決定し、様式第2号により、借受者及び当該借受者に対し機械をリース契約により使用させる事業を兼業又は専業として営む者（以下「リース会社」という。）にその旨を地域木材団体を経由して、通知する。なお、審査委員会の運営に関する事項を別に定めるものとする。

3 リース料の助成

(1) 全木協連は、国から交付決定を受けたリース料助成に係る経費（以下「交付決定額」という。）の範囲においてリース料の助成件数等を決定するものとし、その経費が不足すると認められる場合は、助成の要望状況に応じて、助成対象となる機械の総額の上限を設けることができる。

(2) 全木協連は、リース料の助成を決定したときは、様式第3号により、要領第2の2の(1)の(イ)の内容とする三者契約を締結し、要領第2の2の(1)の(ア)により算出した助成額を、本契約に基づきリース会社に支払うものとする。ただし、助成額の算出をする際には、リース料の総額に係る消費税等相当額は含まないこととする。

なお、助成月額、100円未満の端数を切り捨てるものとする。

(3) 本事業によるリース料助成の対象外となる経費がリース契約に含まれている場合は、その経費を除いて助成額を算出するものとする。

(4) 決定された助成額については、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除き、変更しないものとする。

ア 助成の決定後において、第2の5の(3)に基づき、変更申請書が提出され、助成額の変更を審査委員会が認めたとき

イ リース契約が変更され、助成額の変更を審査委員会が認めたとき

ウ その他の事由により審査委員会が認めたとき

4 助成金の交付

(1) リース会社は、借受者からリース料を受け取ったときは、4月から6月、7月から9月、10月から12月及び1月から3月分に係る助成額をまとめ、それぞれ翌月10日までに様式第4号のリース料助成金請求書（以下、「助成金請求書」という。）を全木協連に提出するものとする。ただし、要領第2の2の(1)のキに定めるリース料の助成期間の終期は、同規定にかかわらず平成33年2月とし、リース会社は、平成32年度における1月分及び2月分に係るリース料を受け取ったときは、その期間分に係る助成金をまとめ、平成33年3月10日までに助成金請求書を全木協連に提出するものとする。

(2) 全木協連は、リース会社より提出されたリース料助成金請求書の内容が適正であると認めたときは、交付決定額の範囲において、7月、10月、1月及び5月の末日までに、助成金をリース会社に交付するものとする。ただし、(1)のただし書における請求に係る助成金の交付については、請求を受けた月の末日までとする。

(3) 全木協連が必要と認めたときは、前記(1)及び(2)に定める時期にかかわらず、助成金の交付を行うことができるものとする。

5 届出等

(1) 借受者は、本事業により導入した機械の使用状況等について、様式第5号により、翌年度5月末日までに、地域木材団体を經由して、全木協連に提出しなければならない。

(2) 全木協連は、(1)の報告に関し、借受者に対し調査、指導、助言を行うほか、必要な措置を講ずることができるものとする。

(3) 借受者は、第2の2の助成の決定後において、第2の1の申請の内容に変更等が生じたときは、様式第6号の1又は2により、変更の内容を記載した変更申請書等を速やかに地域木材団体を經由して全木協連に提出しなければならない。

(4) 全木協連は、(3)の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、リース料の助成の継続及び必要に応じて助成額変更の可否を決定し、地域木材団体を經由して借受者及びリース会社に通知するものとする。

6 助成の中止及び返還

- (1) 要領第2の2の(1)のケの(ア)から(カ)のいずれかに該当する場合は、全木協連が当該事由に該当すると認めた期日以降の助成金の交付を中止し、又は既に支払った助成金の全部又は一部について借受者に返還を求めることができるものとする。
- (2) 要領第2の2の(1)のケの(カ)の補助事業者が別に定める届出とは、第2の5によるものとする。
- (3) 全木協連は、(1)による助成金の返還が遅延したときは、借受者に対し、遅延した額につき、年利10.95%の割合で計算した額を遅延利息として支払わせることができるものとする。

第3 調査

- 1 全木協連は、本事業の実施に関し必要があると認めるときは、要領第2の2の(1)のクに基づき、実態調査を行うことができる。この場合において、全木協連は、必要に応じて地域木材団体に当該調査を行わせることができるものとする。
- 2 借受者及びリース会社は、正当な理由なく、1の調査を拒んではならない。

第4 その他

- 1 借受者は、本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。
また、借受者は、要領第2の2の(1)のウの(ア)に定める汚染状況重点調査地域での作業実績を確認する書類（助成対象機械の稼働状況を記載した勤務日報、伐採届、立木売買契約書（国有林）の写し等）及び要領第2の2の(1)のウの(ア)に定める講習会の受講を証する書類を保管するものとする。
- 2 1の関係書類の保管は、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

附則

- 1 この規程は、林野庁長官の承諾があった日（平成27年5月21日）から適用する。
- 2 1の適用前に改正前の本規程に基づいて平成26年度までに実施された事業に係る報告及び調査等は、なお従前の例とする。

様式第1号

年 月 日

全国木材協同組合連合会会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者名

印

震災復興林業作業システム導入支援事業

リース料助成申請書

震災復興林業作業システム導入支援事業によりリース料の助成を受けたいので、震災復興林業作業システム導入支援事業助成金交付規程第2の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 リース契約の内容 別添1のとおり
- 2 リース会社の概要 別添2のとおり
- 3 借受者の概要 別添3のとおり
- 4 林業機械の導入状況
と新規導入の目的 別添4のとおり
- 5 事業計画書 別添5のとおり
- 6 リース契約書の写し（未締結の場合はリース物件注文書又は同見積書を添付し、後日、契約書の写しを送付のこと。また、機械カタログ、仕様書を添付すること。）

（注）1事業体で複数の機械を申請する場合は当該申請書は共通とし、別添1～5及び参考資料等を複数添付すること。

別添1 (リース会社が作成)

リース契約の内容

1 リース物件

商品名 (付属機器を含む)	型式	数量 台	取得額	製造又は販売会社
			(消費税除く) 円	

(注) 商品名欄には、次の区分で記入すること。

- ①ハーベスタ ②プロセッサ ③スキッド (集材ブルはスキッドに分類) ④フェラーパンチ
 ヤ ⑤その他の高性能林業機械 ⑥グラップル ⑦グラップルソー ⑧その他

2 リース物件保管場所

住所 〒□□□□-□□□□

都道府県

区郡市

区町村

電話 ()

3 リース予定期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (ヶ月)

4 1ヶ月当たりのリース料 (消費税除く)

円

5 リース料総額 (消費税除く)

円

6 記入者名

役職

氏名

電話

FAX

E-mail

別添2 (リース会社が作成)

リース会社の概要

1 会社名

2 代表者名

3 所在地 〒□□□-□□□□

都道府県

区郡市

区町村

電話

4 設立年月日 年 月 日

5 従業員数 人 (平成 年 月 日現在)

6 資本金 百万円 (平成 年 月 日現在)

7 直近1ヶ年度のリース取扱高 百万円 (年度)

8 リース助成金の振込先

(1) 住所 〒□□□-□□□□

都道府県

区郡市

区町村

名称

代表者

(2) 金融機関名

本・支店

(3) 口座の種類 普通 ・ 当座

(4) 口座名義

(5) フリガナ

(6) 口座番号

9 記入者名

役職

氏名

電話

FAX

E-mail

別添3 (借受者が作成)

借受者の概要

1 組織名

2 代表者名

3 所在地 〒□□□-□□□□

都道府県

区郡市

区町村

4 設立年月日 年 月 日

5 従業員数 人 (うち臨時雇用 人) (平成 年 月 日現在)

6 資本金 百万円 (平成 年 月 日現在)

注) 森林組合にあつては出資金を記入すること。

7 主な事業内容

注) 組織全体の事業内容を最初に、次に関係する事業内容を分かりやすく記述すること。

(1) 概要

(2) 取扱高 千円 (年度)

8 添付資料

(1) 定款等

(2) 役員名簿

(3) 収支予算書

(4) 当年度の事業計画書

注: 1 決算書 (損益計算書、貸借対照表) 等を添付すること。

2 定款等、役員名簿を作成していない場合は添付不要。

9 記入者名

役職

氏名

電話

FAX

E-mail

別添4 (借受者が作成)

林業機械の導入状況と新規導入の目的

1. 林業機械の保有状況

No	機械の名称	ベースマシン		アタッチメント		数量	導入時期	導入方法
		型式	製造又は 販売会社	型式	製造又は 販売会社			

(注) 1 助成申請の時点で保有している林業機械について記入すること(対象は2の区分に該当するもの)。なお、使用していない機械、又は廃棄・更新等の予定があり今後使用見込みのない機械がある場合は、数量を()で記入すること。

2 林業機械の名称は次の区分で記入し、構成するベースマシン、アタッチメントの型式等を記入すること。なお、⑥については、名称を記入すること。

- ①ハーベスタ ②プロセッサ ③スキッダ(集材ブルはスキッダに分類) ④フォワーダ
- ⑤フェラーバンチャ ⑥その他の高性能林業機械 ⑦グラップル ⑧グラップルソー
- ⑨グラップル付きトラック ⑩タワーヤーダ ⑪スイングヤーダ ⑫自走式搬器 ⑬集材機

3 導入時期については、導入年月を記入すること。

4 導入方法については、自力導入、補助金活用、レンタル、リースの区分を記入し、補助金を活用して導入した場合は、補助金の名称を記入すること。(本事業で既に導入した実績がある場合も記入すること)

2. 新規導入の目的

助成を申請する機械を導入する目的について、機械の用途、仕様を選択した理由、作業システムの改良点などがわかるように記入してください。

3. 作業システムの概要と素材生産工程における使用機械

(1) 現在

伐倒	→	集材(木寄せ)	→	造材	→	搬出・積込み
()		()		()		()
()		()		()		()
()		()		()		()

(2) 今後

伐倒	→	集材(木寄せ)	→	造材	→	搬出・積込み
()		()		()		()
()		()		()		()
()		()		()		()

- (注) 1 助成を申請する機械の導入目的がわかるように、現在保有している機械と助成を申請する機械の名称を該当する工程の欄に記入すること。
- 2 その際、保有している機械については、いずれに相当するかわかるように、〈1. 林業機械の保有状況〉表のNoを()内に記入すること。
- 3 助成を申請する機械については()内に○印を付けること。
- 4 作業システムが上記によらない場合は、各工程がわかるよう適宜書き換えること。
- 5 複数の機械について助成を申請し、使用する作業システムが複数になる場合は、上図を複写して添付すること。

事業計画書

1 主な作業地の概要

所在地: (県) (市・郡) (町・村)

傾 斜:

樹 種:

林 齢: 年生

本数密度: 本/ha

平均材積: m³/ha

作 業 種:

林道密度:

(注) 申請に係る機械を使用する作業予定地について記述すること。

作業種については、主伐または間伐の区別を記入すること。

2 素材生産実績 (平成22年度) (原木換算)

(単位: m³)

区分	主 伐 (A)	間 伐 (B)	合 計 (A+B)
汚染状況重点調査地域内における生産量			①
			①/② %
事業体全体における生産量			②

(注) 平成23年3月以前の1ヶ年の素材生産量を記入すること。

3 素材生産計画量 (原木換算)

(単位：m3)

区分	期 間	主 伐 (A)	間 伐 (B)	合 計 (A+B)
助成対象機械を利用した 汚染状況重点調査地域内 における生産量	導入年度 (平成 年度)			① ----- ①/⑦ %
	1年目 (平成 年度)			② ----- ②/⑧ %
	2年目 (平成 年度)			③ ----- ③/⑨ %
	3年目 (平成 年度)			④ ----- ④/⑩ %
	4年目 (平成 年度)			⑤ ----- ⑤/⑪ %
	5年目 (平成 年度)			⑥ ----- ⑥/⑫ %
	助成対象機械を利用した 生産量の合計	導入年度 (平成 年度)		
	1年目 (平成 年度)			⑧
	2年目 (平成 年度)			⑨
	3年目 (平成 年度)			⑩
	4年目 (平成 年度)			⑪
	5年目 (平成 年度)			⑫

(注) 1 素材生産量は年度単位 (4月から翌年3月) で計上することとし、導入年度については導入(予定)月から年度末(翌年3月)まで、1年目以降については当該年度毎、最終年については4月から助成終了月までを記入すること。

2 助成対象機械を利用した汚染状況重点調査地域内における生産量の合計欄については、下段に助成対象機械を利用した生産量の合計に対する割合(%)を記入すること。

3 本事業を活用して過去に機械を導入した場合は、その際提出した事業計画を添付すること。

4 木質バイオマス(製材、パルプ・チップ、合板等)の安定的な供給に関する協定等について
助成対象物件を活用した素材の生産に関し、森林所有者との長期に事業を実施する契約、又は製材工場等に対し木質バイオマスを安定的に供給する協定等の計画がある場合は、下表に記入してください。

なお、各契約の期間がおおむね5年のものを記入すること。

(1) 長期施業受託計画 (単位：)

1年目	2年目	3年目
-----	-----	-----

(注) 1 施業受託面積のうち集約化推進区域内におけるものは上段に内数で記入すること。

2 該当する単位（面積又は材積）も記入すること。

(2) 木質バイオマスの安定的な供給に関する協定の概要

1) 供給計画 (単位：m³)

1年目	2年目	3年目

2) 木質バイオマスの供給に関する協定の内容等

締結相手：

内 容：

締結年月日(予定)：

5 機械化に関する人材育成への取組

機械のオペレーターや施業集約化のプランナー育成など、低コストで安定的な国産材の供給に資する人材育成に取り組んでいる場合、内容を記入してください（予定を含む）。

6 地域における原木安定供給対策との連携

地域の原木安定供給対策の協議会等への参画又は参画者との連携の内容について記入して下さい。

参画している地域原木安定供給対策協議会等の名称：

上記の協議会等の概要（目的、事業内容等）：

連携している地域原木安定供給対策協議会等の名称：

上記の協議会等の概要（目的、事業内容、連携内容等）：

7 木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法

(1) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受け証明する方法

認定団体の名称：

認定番号：

(認定書写しを添付してください。)

(2) その他の方法により証明する方法

様式第2号

震災復興林業作業システム導入支援事業

リース料助成通知書

年 月 日

(借受者) △△△ △△△ 殿

(リース会社) △△△ △△△ 殿

全国木材協同組合連合会

会長

印

平成〇年〇月〇日付け第〇号で提出のありましたこのことについては、下記のとおり、リース料の助成を決定しましたので通知します。

記

1 借受者名

2 リース会社名

3 リース物件

商品名 (付属機器を含む)	型式	数量	製造又は販売会社

4 リース料助成額 月額 円

5 助成予定期間

平成〇年〇月から平成〇年〇月まで (〇ヶ月)

※ 助成契約を締結した月から借受者とリース会社によるリース契約期間が終了する月までの期間です。

6 助成金の支払い

借受者、リース会社及び全国木材協同組合連合会の三者で、リース料助成契約を締結し、助成金を支払います。

7 その他

- (1) リース契約書の写し（助成申込書に添付済みの場合は不要）
- (2) リース物件借受証の写し（又は契約開始日が特定できる書類）

契約番号：
平成 年 月 日

震災復興林業作業システム導入支援事業
リース料助成契約書

甲（借受者）

住所又は所在地

名称

代表者

印

乙（リース会社）

住所又は所在地

名称

代表者

印

丙 東京都千代田区永田町2丁目4番3号
全国木材協同組合連合会
会長

甲と乙とが締結した平成 年 月 日付けリース契約（以下「甲乙間契約」という。）について、丙が定めた震災復興林業作業システム導入支援事業助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第2の3の(2)の規定に基づき、次のとおりリース料助成契約を締結し、その証として本契約書3通を作成し、甲、乙、丙が各1通を保有するものとする。

第1条 助成の対象とするリース物件は、別表のとおりとする。

リース期間 年 月 日～ 年 月 日

第2条 丙は、甲乙契約における甲の支払うリース料のうち、月額 円（以下「助成月額」という。）を、年 月 日～ 年 月 日の間、甲に助成するものとし、交付規程第2の4の(2)に基づき、4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月分に係るリース料の助成金請求があったとき、7月、10月、1月及び5月の末日までに、乙が定めた金融機関の口座に振り込むものとする。

ただし、丙が必要と認めたときは上記の時期にかかわらず助成金を交付するものとする。

第3条 甲は、甲乙間契約に基づく甲の支払うリース料から第2条の丙の支払う助成月額を差し引いた額を乙に支払うものとする。

ただし、これによれない場合には、甲乙間の合意により、甲は甲乙間契約に基づく甲の支払うリース料の支払いの後に、丙の支払う助成月額を乙から受領することができるものとする。この場合、当該合意については、書面によるものとし、乙は速やかに写しを丙に送付するものとする。

第4条 乙は、甲乙契約における物件の借受証の写しを丙に送付するものとする。

第5条 丙は、交付規程第2の6の(1)に基づきリース料の助成を中止したときは、遅滞なく、その旨を甲及び乙に対し書面で通知するものとする。

2 甲は、前項の規定によりリース料の助成が中止されたときは、甲乙間契約における甲の支払うリース料を乙に支払うものとする。

3 甲は、丙が乙に既に支払った助成額について、交付規程第2の6の(1)に基づき返還を求めた場合は、その額を丙の指定する期日までに支払うものとする。

ただし、第3条ただし書きによる対応を行っている場合にあっては、丙は乙に返還を求めることができるものとする。

4 甲は、前項による指定期日までに返還されないときは、その期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき助成額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を丙に支払うものとする。

第6条 乙は、甲乙間契約の解約・解除、期限の利益喪失の事態が生じたときは、遅滞なく、その旨を丙に対し書面で通知するものとする。

第7条 甲は、丙に対し、交付規程第2の5の(1)に規定する報告を翌年度5月末までに行うものとする。

第8条 丙及び丙の委託を受けた者は、この事業の実施に関し、甲の事業場に立ち入って調査を行うことができるものとする。

第9条 乙は、本契約に基づく権利を金融機関その他第三者に譲渡し、又は質入れすることができるものとする。この場合、乙は、遅滞なく、その旨を丙に書面で通知するものとする。

第10条 丙は、甲乙間契約に関し、助成額の支払いのほかは、一切の責任を負わないものとする。

第11条 この契約及び交付規程に定めのない事項については、甲、乙、丙は、誠意を持って協議するものとする。

別表

商品名 (付属機器を含む)	型式	数量	製造会社

全国木材協同組合連合会
会長 殿

(リース会社)
住所又は所在地
名称
代表者名 印

震災復興林業作業システム導入支援事業
リース料助成金請求書

震災復興林業作業システム導入支援事業助成金交付規程第2の4の(1)に基づき、下記のとおりリース料助成金を請求します。

記

1 請求内訳

助成契約番号	賃借者名	助成月額	助成対象期間	請求計 円
			〇年〇月～〇年〇月 〇ヶ月	
			請求額計	

送金先

金融機関名	支店名	預金種	口座番号	名義人(カタカナ)

2 リース料受領証明書

助成契約番号	賃借者名	リース料 (月額) 円	受領期間	最終受領日	受領額計 円
			〇年〇月～〇年〇月 〇ヶ月	〇年〇月〇日	

(注) 1 上記金額には消費税を除く。

2 第1回のリース料助成金請求書には、リース物件借受証の写しを添付すること。(ただし、既に提出済みの場合には、この限りではない。)

3 リース料受領証明書の根拠資料として、借受者(賃借者)からリース会社に対し当該請求に係るリース料が入金されていること(いわゆる後払い方式を採用している場合には、請求時の直近の四半期においてリース会社から賃借者に対し助成金が入金されていること)が確認できる帳票等(回収明細表的なもの(不要部分は抹消可))を添付すること

契約番号：
平成 年 月 日

全国木材協同組合連合会
会長 殿

住所
法人等の名称
代表者

平成 年度 震災復興林業作業システム導入支援事業
事業実績報告書

震災復興林業作業システム導入支援事業助成金交付規程第2の5の(1)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成対象機械と助成期間

助成対象機械の名称	形式	助成開始年月	助成終了年月
		年 月	年 月

(注) 複数台助成を受ける場合は、適宜行を挿入すること。

2. 作業実績 (素材生産量、機械稼働日数)

区分	期間	年間素材生産量 (原木換算) (単位: m ³)							年間機械稼働日数 (日)
		主伐 (A)		間伐 (B)		合計 (A+B)			
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値 (7)	実績値 (1)	達成率 (7)/(1)	
助成対象機械を利用した汚染状況重点調査地域内における作業量	導入年度 (平成 年度)						①	%	a
						%	①/⑦	%	a/g %
	1年目 (平成 年度)						②	%	b
						%	②/⑧	%	b/h %
	2年目 (平成 年度)						③	%	c
						%	③/⑨	%	c/i %
3年目 (平成 年度)						④	%	d	
					%	④/⑩	%	d/j %	
4年目 (平成 年度)						⑤	%	e	
					%	⑤/⑪	%	e/k %	
5年目 (平成 年度)						⑥	%	f	
					%	⑥/⑫	%	f/l %	

助成対象機械を利用した作業量の合計	導入年度 (平成 年度)					⑦	%	g
	1年目 (平成 年度)					⑧	%	h
	2年目 (平成 年度)					⑨	%	i
	3年目 (平成 年度)					⑩	%	j
	4年目 (平成 年度)					⑪	%	k
	5年目 (平成 年度)					⑫	%	l

- (注) 1 年間素材生産量は年度単位(4月から翌年3月)で計上することとし、導入年度については導入月から年度末(翌年3月)まで、1年目以降については当該年度毎、最終年については4月から助成終了月までを記入すること。
- 2 年間素材生産量の計画値欄には、リース料助成申請書別添5の事業計画書に記載した計画値等を記入すること。なお、事業計画書の計画値を変更する場合は、理由を記載すること(様式任意)。
- 3 助成対象機械を利用した汚染状況重点調査地域内における作業量の合計欄の実績値欄については、下段に助成対象機械を利用した作業量の合計の実績値に対する割合(%)を記入すること。
- 4 達成率欄には、年間素材生産量の計画値合計に対する実績値合計の割合(%)を記入すること。
- 5 年間機械稼働日数欄には、助成対象機械を利用した稼働日数を記入することとし、下段に助成対象機械を利用した総稼働日数に対する助成対象機械を利用した汚染状況重点調査地域内における稼働日数の割合(%)を記入すること。

3. 導入効果

本事業による林業機械導入の効果を記入してください。

なお、助成対象機械を利用した汚染状況重点調査地域内における年間素材生産量の実績値合計の割合または年間機械稼働日数の割合(網掛け部分)のいずれかが、おおむね50%を越えるものとし、これに満たない場合は、その理由と翌年度の改善方法を記入してください。

4. 助成月額受領について

林業事業体(借受者)が、林業事業体とリース会社とのリース契約に基づき支払月額リース料を支払ったのち、助成月額をリース会社から受領する方法を選択している場合は、リース料及び助成金の支払及び受領の実績を以下の表に記入してください。

リース料		助成金	
支払日	支払額	受領日	受領額
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	

様式第6号の1 (助成申請書の記載内容を変更する場合)

年 月 日

全国木材協同組合連合会

会長 殿

地域木材団体

代表者名

(借受者)

住所又は所在地

名称

代表者名

印

震災復興林業作業システム導入支援事業

リース料助成変更申請書

平成 年 月 日付け第 号で助成通知がありましたリース料助成申請書の記載内容について、下記のとおり変更しますので申請します。

記

1 変更内容

項目	変更前	変更後
(1) リース契約の内容		
(2) リース会社の概要		
(3) 申請者の概要		
(4) 機械導入の目的		
(5) 事業計画		

(注) 変更内容がわかるように適宜参考資料を添付すること。

2 変更の経緯と理由

(1) 経緯

(2) 理由

3 当初の事業計画に対するこれまでの達成状況及び今後の事業計画

※別記様式第1号の別添5に準じて作成すること。

なお、これまでの状況については実績値欄に記入するとともに、今後の事業計画を変更する場合は、当初の計画値を[]書きとした2段書きとして作成すること。

4 変更年月日

5 添付資料

リース契約書の写し（リース契約の内容を変更した場合のみ）

年 月 日

全国木材協同組合連合会

会長 殿

地域木材団体

代表者名

(借受者)

住所又は所在地

名称

代表者名

印

震災復興林業作業システム導入支援事業

リース料助成変更届

平成 年 月 日付け第 号で助成通知がありましたリース料助成申請書に係る借受者とリース会社とのリース契約を解約 (解除) します (しました) ので、下記のとおり届けます。

記

1 理由

2 解約 (解除) 年月日 平成 年 月 日

3 リース料最終支払年月日 平成 年 月 日

4 添付資料

※リース契約を解約・解除したことを証する書類を添付すること。